

## 質問事項

・質問事項のお問い合わせは、地域対策本部事務局までお願いします。

社団法人 大阪聴力障害者協会内 聴覚障害者制度改革推進大阪本部

〒540-0012

大阪市中央区谷町 5-4-13 大阪府谷町福祉センター3階

FAX:06-6768-3833 TEL:06-6761-1394

[rouosaka@yo.rim.or.jp](mailto:rouosaka@yo.rim.or.jp)

・11月30日（金）までに対策大阪本部事務局（FAX番号：06-6768-3833）までFAXまたはEメール（メールアドレス：[rouosaka@yo.rim.or.jp](mailto:rouosaka@yo.rim.or.jp)）にてご回答くださるようお願いいたします。

### 1. 障害者総合支援法について

障害者福祉は利用者負担なしで、全国共通の仕組みを作るべきだと思います。この度、成立した障害者総合支援法には「視聴覚障害者の意思疎通支援事業」が含まれましたが、地域間格差や不十分な予算措置等の問題は依然として残ったままです。障害者総合支援法は施行後3年以内に検討事項と附帯決議の具体化を決めています。

今後の障害者総合支援法の見直しや拡充に対するご見解をお聞かせください。

障害者総合支援法 かなりの内容あり、私も改正を主張してまいり、今回施行の「障害者総合支援法」となりましたが、不十分な予算措置がみられます。十分な予算確保と施行の体制を互いの協同をどう図っていくか、皆様と相談しながら進めてまいります。

### 2. 市町村等のコミュニケーション支援事業について

市町村では、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業が必須事業とされていますが、派遣条件（利用条件）が自治体で異なる現状では、身体障害者手帳を持たない聴覚障害者、聴覚に障害のあるものと意思疎通の必要のあるものなど誰でもが自由に利用できる制度には至っておりません。また盲ろう者に対する通訳・介助者の養成、派遣事業が都道府県でも必須化されていません。

同じ国民でありながら、居住する市町村によって受けるコミュニケーション支援の範囲や内容が異なってしまう現状について、どのようなご見解をお持ちですか。

地方教委押し進めるとして、市町村によって支援の違いが出てきます。口と耳の方針をもっと明確にして、しっかりフォローしてまいります。

3. 意思疎通支援従事者（手話通訳者等）派遣事業で、派遣の連絡調整業務を遂行するコーディネーターの役割は非常に大きなものがありますが、この設置が義務化されていないこと、専門性の高い意思疎通支援従事者および派遣コーディネーターが市町村、都道府県で身分保障の根幹となる報酬が保障されていない現状をどうお考えですか。

予算上の問題もありと思っております。口では支援の予算を確保し、都道府県、市町村に  
義務化できるように努めたい。

4. 行政機関では、聴覚障害者が自分の希望するコミュニケーション手段を使つてのサービスの提供を受けるに至っていない現状があります。国民である以上、障害の有無にかかわらず行政のサービスを受けられるべきであり、それを提供する義務が行政機関にはあると考えます。例えば、情報アクセスのバリア解消のため、都道府県市町村の福祉事務所等に手話で相談できるケースワーカー等の相談員の配置や地方自治体の窓口における筆談対応の職員研修、手話のできる職員の配置等を推進する必要があると思います。行政機関におけるアクセシブルな情報提供について、どのようなご見解をお持ちですか。

十分な見込みがありますので、アクセシブルな情報提供できるように努めてまいります。

#### 5. 政見放送への手話通訳、字幕の挿入の義務化、選挙時の情報保障について

5-1) 次回の参議院選挙比例代表に字幕付与の方針であるものの、現在は公職選挙法により、総選挙比例代表区、参議院選挙区は字幕付与もなく、総選挙小選挙区には字幕付与も手話通訳も政党持込みビデオで政党の任意に任されています。なお、知事選挙には、手話通訳の付与は実現しておりますが、字幕がありません。

国民でありながら候補者を選ぶ権利、参政権を行使するための情報の入手が制限されている状況を、貴党はどのようにお考えか、見解をお聞かせ下さい。

5-2) また、このたびの選挙において、政見放送、個人演説会、選挙公報など政見を訴える場面において、手話通訳、字幕、要約筆記、盲ろう者向け通訳・介助等の聴覚障害者・盲ろう者に対する情報保障を実施されますか？

5-1) について

手話通訳、字幕付与を必須

5-2) について

検討します

#### 6. 障害者差別禁止法について

現在、障害者差別禁止法の制定についての「差別禁止部会」の提言が出されています。提言では、社会の理解を深めるために「差別」の定義と身近な調停・相談機関の設置など紛争解決の仕組みが必要としています。「合理的配慮の不提供」や「不均等待遇」を差別とするよう求めています。

障害者差別禁止法の制定についてご見解をお聞かせください。

関係 相決機関の設置はセシム、担当者人材の確保も、差別のない  
社会をめざす目的(経理の)をしっかりと実行する

#### 7. 情報・コミュニケーションを保障する法律・制度の必要性について

障害者福祉以外に医療、福祉全般、教育、司法、就労、放送・通信など社会のあらゆる分野で障害者の情報アクセスやコミュニケーションを保障する法制度は、聴覚障害者の生命や社会参加を保障するという重要性にも関わらず、確立していません。聴覚障害者のみならず他の障害者を含めた全国民に必要な仕組みとして情報アクセス・コミュニケーション保障を定めた法律が必要であると考えます。

このことについて、どのようにお考えか見解をお聞かせください。

技術的な困難を克服して、実行できるような環境、仕組み

#### 8. その他

障害者施策について、特に取り組みたいとされていることをお聞かせください。

- ・ 障害者の得意施設の充実
- ・ 障害者の社会参加へのフォロー

ご協力ありがとうございました。

政党名	ご氏名	選挙区
自民	左倉 幸	文政2区